

平成28年 9月定例会

富士山南東消防組合議会会議録

平成28年8月31日

富士山南東消防組合議会

平成28年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録目次

(8月31日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○報第 1号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)	4
○報第 2号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)	4
○認第 1号 平成27年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について	6
○議第36号 平成28年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第1号)	9
○富士山南東消防組合議会議員の派遣について	12
○一般質問	13
○閉会の挨拶	23
○閉会の宣告	23
○署名議員	24

平成28年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録

議 事 日 程

平成28年8月31日（水曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会期の決定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 4 報第 2号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 5 認第 1号 平成27年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 6 議第36号 平成28年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
 - 日程第 7 富士山南東消防組合議会議員の派遣について
 - 日程第 8 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 4 報第 2号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
 - 日程第 5 認第 1号 平成27年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 6 議第36号 平成28年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
 - 日程第 7 富士山南東消防組合議会議員の派遣について
 - 日程第 8 一般質問
-

出席議員（9名）

1番	堀江和雄君	2番	松田吉嗣君
3番	柏木豊君	5番	石渡光一君
6番	土屋俊博君	7番	下山一美君
8番	佐野利安君	9番	勝又明君
10番	杉本和男君		

欠席議員（1名）

説明のため出席した者

管 理 者 長 三 島 市 長	豊 岡 武 士 君	副 管 理 者 長 裾 野 市 長	高 村 謙 二 君
長 泉 町 副 町 長	池 田 修 君	副 管 理 者 長 三 島 市 副 市 長	中 村 正 藏 君
代 表 監 査 委 員	三 間 信 彦 君	消 防 長	齋 藤 忍 君
消 防 次 長	古 地 正 実 君	参 事 兼 長 長 泉 消 防 署 長	鈴 木 慎 二 君
三 島 消 防 署 長	古 木 稔 君	裾 野 消 防 署 長	西 島 弘 己 君
総 務 課 長	風 間 光 明 君	予 防 課 長	小 島 逸 喜 君
警 防 救 急 課 長	服 部 健 二 君	通 信 指 令 課 長	鈴 木 修 一 君
総 務 課 副 参 事	一 之 瀬 徳 博 君		

議会事務担当職員

書 記 長	羽 田 浩 二 君	書 記	阿 部 吏 司 君
書 記	廣 瀬 正 晃 君		

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（土屋俊博君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより平成28年富士山南東消防組合議会9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（土屋俊博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（土屋俊博君） 地方自治法第121条の規定により、管理者及び監査委員宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に、4番 土屋誠君から欠席する旨の届がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

これより日程に入ります。

◎会期の決定

○議長（土屋俊博君） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、3番 柏木 豊君、5番 石渡光一君の両君を指名いたします。

◎報第1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

◎報第2号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第3 報第1号 専決処分の報告について及び日程第4 報第2号 専決処分の報告についての2件について、一括して報告を行います。

2件について当局から報告を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました報第1号及び報第2号の専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

まず報第1号であります。これは、本年5月13日午前11時頃、三島消防署中郷分遣所の職員が中郷管内の消火栓の調査を終え、消防車を運転し中郷分遣所へ帰所する途中、道路が狭隘のため、停車中相手方車両とすれ違う際に接触し、損傷を与えたものであります。この事故につきましては、相手方車両の修理に要した費用28万4,639円全額当組合が負担することで示談が調いまして、地方自治法第292条において準用する同法180条第1項の規定により専決処分をいたしました。

次に、報第2号であります。これは、本年6月6日午前11時5分頃、三島消防署北分遣所の職員が三島市老町田地内の共同住宅の現況確認調査を終え、北分遣所に戻ろうと方向転換するために、共同住宅南側の月極駐車場に入ろうとしたところ、月極駐車場北側の民家の花壇に接触し、損傷を与えたものであります。この事故につきましては、相手方花壇の修理に要した費用5万5,080円全額を当消防組合が負担することで示談が調いまして、地方自治法第292条において準用する同法180条第1項の規定により専決処分いたしました。

以上で報告を終わりますが、いずれの場合もその損害賠償は保険により対応させていただきまして、あわせて御報告いたします。

○議長（土屋俊博君） 報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につき概ね3分を目途とすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより報第1号について質疑を許します。

佐野利安君。

○議員（佐野利安君） 報第1号について質疑いたします。

事故現場の道路の幅員はどのぐらいあったのか。また、いつも通る道路だったのか、それとも今回初めてなのか。それと、停車中の車の横をすれ違う際には、消防職員3名いると思います、最低。それで安全を確認して走行したのかをお聞きします。

○議長（土屋俊博君） 三島消防署長。

○三島消防署長（古木 稔君） ただいまの質問についてお答えします。

道路の幅にあつては4メートル85センチ、いつも通る道かということは、警防調査等を実施していますので、常時通る道だということです。安全対策については、助手席に小隊長、その後ろに隊員が乗っておりまして、左側が河川ということで、そちらを注意して走行をさせたということになります。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 佐野利安君。

○議員（佐野利安君） 事故の後、どのような対処をしたかお聞きします。

○議長（土屋俊博君） 三島消防署長。

○三島消防署長（古木 稔君） これは、2件重なりましたものですから、緊急走行の際ではなく、平時の業務の際に起きたもので、ともに狭い道路などにおいて発生した事故であります。交通事故防止にかかわる対応策ですが、懲戒処分等審査会において、事故を起こした所属に対して、同乗者の安全運転のさらなる徹底について注意喚起し、また、狭隘な道路にも侵入しなければならないケースもありますので、その場合には、同乗者は降車して、相手車両、または消防車両等を誘導する等、事故を少しでも回避できるよう、指導の徹底を行いました。また、消防庁舎敷地内において、狭隘箇所を想定した訓練を実施し、運転者の技術の向上と同乗者による誘導の徹底を指導しております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 佐野利安君。

○議員（佐野利安君） 対象としては、全職員でよかったんですか。

○議長（土屋俊博君） 三島消防署長。

○三島消防署長（古木 稔君） 三島消防署職員全員を対象として訓練を実施しております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、報第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、報第2号について質疑を許します。

佐野利安君。

○議員（佐野利安君） これ壱町田でやった、報第2号なんですけれども、この警防調査を行ったということなんですけれども、広い場所になぜ置かなかつたのかちょっとお聞きします。

○議長（土屋俊博君） 三島消防署長。

○三島消防署長（古木 稔君） 警防調査、共同住宅の建物の現状を確認を行って、その先に駐車場があるということで、そこでUターンしようとして、そのときに右側を花壇に接触させたということになります。道路の関係も、隊員たちは十分熟知しているとは思いますが、接触をさせてしまったということになります。

○議長（土屋俊博君） 佐野利安君。

○議員（佐野利安君） その場所というのは、狹隘道路だと思います、狭い道路だと思います。やっぱり運転には十分注意するべきだと思います。

それと、先ほどもかもしれない、報第1号のほうでですね、やっぱり徹底して1カ月ぐらいでまた事故が発生しましたよね。それに対してどう思っていますか。

○議長（土屋俊博君） 三島消防署長。

○三島消防署長（古木 稔君） 2週間ぐらいで起きてしまったということで、署長訓示を緊急に行いまして、指導の徹底、安全管理の徹底、降車して全員で車両を走行させるんだよという指導を行いました。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 佐野利安君。

○議員（佐野利安君） この報第1号も第2号のほうも、みんな運転手側なんですよ、右側ですよ。そういうことで、やはり、左側ならまだいろんなことを考えられますけれども、運転の未熟ということは考えませんか。

○議長（土屋俊博君） 三島消防署長。

○三島消防署長（古木 稔君） 機関員を行うために基準というものなんですけれども、現状それぞれの消防署に相違があると思います。他団体を参考にするなど、消防組合として早急に協議して決めていきたいと思っております。

○議長（土屋俊博君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、報第2号についての質疑を打ち切ります。

◎認第1号 平成27年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第5 認第1号 平成27年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました認第1号 平成27年度富士山南東消防組合

計歳入歳出決算認定につきまして、その概要を申し上げます。

富士山南東消防組合につきましては、昨年の11月及び12月に開催されました三島市、裾野市及び長泉町のそれぞれの議会におきまして、議員の皆様のご理解と御協力により、消防団に関する事務などを除く消防事務を共同処理するための富士山南東消防組合規約の御承認を賜り、静岡県知事の設置認可により、本年1月22日に一部事務組合として設置いたしました。

これまで三島市、裾野市及び長泉町では、通信指令以外の消防業務を単独で行ってまいりましたが、救急業務や防火対象物が増加する一方で、消防職員が必ずしも充足しているとは言えない状況にあり、さらには管轄人口の減少予測や消防団員の減少などに加え、地方財政を取り巻く環境も厳しさを増してきており、消防力を安定的に維持することが難しい状況となっております。

このような状況に対応するため、三島市、裾野市及び長泉町では、平成24年5月に三島市、裾野市及び長泉町消防広域研究協議会を、平成27年4月には三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会を立ち上げ、協議を重ねてまいりました。その結果、消防本来の目的であります住民の生命、身体、財産を守るという責務を全うしていくためには、限られた財源の中で、現状よりも消防力の充実強化を図っていくことが必要であり、それを具現化するためには、消防の広域化により様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であるとの結論に達し、本年4月1日からの広域消防の運用開始に先駆け、消防組合を設置したものでございます。

このような経過の中で、平成27年度予算は、広域消防組合といたしまして、平成28年1月22日から同年3月31日までの間、消防業務の運用開始に向け、議会運営や電子計算機等の整備を行うため、124万円の予算を編成したものであります。この平成27年度決算提案に当たり、4月1日からの広域消防組合として、消防業務の運用開始ができましたことは、ひとえに議員各位をはじめ住民の皆様方のご理解と御協力によるものと改めて深く感謝申し上げます。

それでは、富士山南東消防組合会計につきまして、決算の概要を申し上げます。

最終予算額124万円に対しまして、歳入決算額は118万5,150円、歳出決算額は112万7,594円となっております。また、平成28年度への繰り越した事業はございませんでしたので、形式収支及び実質収支は、同額の5万7,556円の黒字となっております。

次に、歳入決算について申し上げます。

最初に、分担金及び負担金につきましては、三島市から17万2,000円、裾野市から11万2,000円、長泉町から7万9,000円御負担をいただき、決算額は36万3,000円となりました。

次に、諸収入といたしまして、富士山南東消防組合として契約が必要となります事務系コンピューターのネットワーク構築に要する経費について、三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会から82万2,150円を負担金として収入いたしました。

次に、平成27年度に執行いたしました主な事業につきまして御説明申し上げます。

まず議会費としまして、平成28年3月29日に、4月1日からの組合組織運営や消防業務運用開始のため、平成27年度及び平成28年度当初予算をはじめ、組合議会の定例会の回数を定める条例など43件の議決案件を御審議、可決をしていただきました。

以上、これに係る議会費の決算額といたしまして、議員報酬を22万6,000円支出いたしました。次に、総務費であります。平成28年4月1日から、消防業務及び組合事務を円滑に行うため、消防本部及び各署所を専用線で結ぶネットワークの構築及び本部、署所内のネットワークの整備を行いました。また、平成28年4月1日から救急救命士が行う業務により損害賠償責任が発生した場合に備えまして、救急救命士61名分について、一般財団法人日本救急医療財団の救急救命士賠償責任保険に加入いたしました。

以上、これらに係る決算額といたしまして、役務費のほか総務費全体で90万1,594円を支出いたしましたところでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。決算提案説明とさせていただきます。

○議長（土屋俊博君） 次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

〔代表監査委員 三間信彦登壇〕

○議長（土屋俊博君） 三間代表監査委員。

○代表監査委員（三間信彦君） ただいま上程になりました認第1号 平成27年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成27年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員を代表して審査結果を御報告申し上げます。

審査の結果でございますが、決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証書類と符合し正確であり、平成27年度における収支決算額を適正に表示しているものと認めましたので、御報告申し上げます。

審査結果の詳細につきましては、お手元に配付されております平成27年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算審査意見書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（土屋俊博君） 以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりましたので、質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより認第1号 平成27年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋俊博君） 起立全員と認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

◎議第36号 平成28年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第6 議第36号 平成28年度富士山南東消防組合会計補正予算案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第36号 平成28年度富士山南東消防組合会計補正予算案について提案の要旨を申し上げます。

今回の補正は、増減同額の歳出補正であり、既定の予算の総額23億6,000万円に変更は生じないものであります。

その補正の主な内容といたしましては、新たに2カ年事業として指令システムを共同運用仕様から広域化仕様に改修するための経費2,449万2,000円をそれぞれ追加しようとする一方、指令システムの地図更新に係る経費1,321万7,000円を減額しようとするものであります。

そのほか、目的別の内容といたしまして、議会費では、消防の広域化を行った先進地の消防組合の行政視察に係る経費に91万円を、議会議事録作成に係る経費に12万5,000円を追加しようとするものであります。

総務費では、監査委員費で、監査回数等の増加が見込まれることから、監査委員報酬に2万3,000円を追加しようとするものであります。

消防費では、救急高度化推進事業として、救急救命士養成に係る経費に22万円を、消防防災事業として、消防本部業務増加に伴う管理経費等に55万円を、同じく消防本部業務増加、予防査察業務増加に伴い、消防本部一般車両2台の公用自動車をリースにより確保するための経費に34万6,000円を追加し、裾野消防署庁舎中央監視システム改修に係る経費1,720万円を工事請負費から修繕料へ組み替えをしようとするものであります。

なお、これらの歳出予算の増額分に要する財源としましては、予備費1,344万9,000円を減額するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、公用自動車のリース期間、平成29年度から平成35年度について335万4,000円、指令システム改修業務委託には、改修の期間として8カ月を要し、2カ年事業となりますことから、平成29年度について2,400万円、それぞれ債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） それでは、議第36号について質疑をさせていただきます。

12ページの3款消防費、1項消防費、1日常備消防費のうち、消防指令センター運営事業、この中の指令システム改修業務委託料2,449万2,000円について伺います。

このシステムについては、先ほど管理者からもありましたように、2市1町における指令システムを新たに新規で作って置き換える、このシステムだというふうに理解をいたします。何点か質疑をさせていただきます。

1つ目に、改めてこの新システムを開発する目的について伺います。

2点目として、これまでのシステムと比較してどのように変わるのか、また、新しいシステムに盛り込まれる仕様の内容について伺います。

3つ目に、この指令システムは住宅地図と連動しているかと思いますが、新規に住宅が開発されると町並みも変わってまいります。この逐次地図情報を更新する必要があると思いますが、今回の契約には、今後このような更新をする内容がどこまで盛り込まれているのか伺います。

4点目に、開発スケジュール、そしてこの新システムがいつ稼働するのか、その時期について、まず4点伺います。

○議長（土屋俊博君） 鈴木通信指令課長。

○通信指令課長（鈴木修一君） ただいまの質問にお答えします。

改修の必要性についてでございます。平成27年10月6日から2市1町共同消防指令センターとして運用を開始いたしました。そのシステムは、災害時における出動指令に限らず、防火対象物、危険物施設の管理及び各種統計などの消防OAシステムを含めた市町ごとの運用方式となっておりますので、消防本部が一つとなり、4月1日から開始をすることから、その運用形態を市町の境を越えた広域消防本部としてのシステムの構築をしなければなりません。早々にシステムを改修することにより、市町の境を越えての自動出動指令が可能となることが広域化の大きな効果と認識しております。効果的な出動態勢の構築が時間短縮にもつながり、しいては地域住民に直結することから、各施設のソフトウェアの改修等が必要と考えております。

次に、改修することによる効果についてお話をいたします。1つとして、旧消防本部ごととなっているものを統合し、市町を越えた部隊の自動選定、出動指令を可能といたします。2としまして、出動車両間における情報を共有することが可能となり、部隊間の連携や支援情報の強化が図れることとなります。3としまして、各署所で管理されている情報を組織一括管理することで、市町を越えての出動した場合の報告書の作成を容易にし、また、予防業務における防火対象物、危険物施設などの各種情報を共有することで、業務の省力化、情報管理の徹底が図られます。

地図連動についてお答えいたします。現在、消防OAシステムに登録されている防火対象物や危険物施設がゼンリン地図に反映されます。その他としまして、各市町からいただいたAEDの設置場所なども登録されており、口頭指導に役立てるよう努めております。また、本システムは、消防情報共有システムにより、地図のメンテナンスも指令員により可能となっております。例えば新規の防火対象物や新たに引っ越しをされた方の住宅をお絵かき機能で描くことができます。また、住宅造成された場所や開通された道路、また橋なども編集することが可能となっております。

す。この編集されたデータは、レイヤー合成されていることから、その部分が即座に反映させることができます。

あと、スケジュールでございますが、今回の指令システム改修にはおおむね8カ月から9カ月程度の時間を要する予定です。スケジュールとしましては、契約準備を整え、10月中に契約、仕様書調整に約4カ月、データ作成やデータ結合に約3カ月、帳票修正等に1カ月、作動試験や評価に、これ1カ月を要する予定ですので、作業は並行して行うものの、予定期間は来年の5月から6月を予定しております。末ですね、5月から6月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 2つ目のシステムの内容については、従前の内容とほぼ同じかと思いますが、この2市1町の全体が網羅されることによって、自動出動の指令ができるということが最大の強みである、このように理解をいたします。

その後で、住宅地図については、情報共有システムで、職員が書き加えることができるというふうにおっしゃってございました。今回聞きたかったのは、今回の契約の中にこのような逐次その情報を更新をしていただけるという契約というのはあったのかなかったのかというところを再度確認をさせていただきます。その2点をまずお願いいたします。

○議長（土屋俊博君） 当局答弁願います。

この場にて暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時05分

○議長（土屋俊博君） 議事を再開いたします。

風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） ただいまの堀江議員のご質問にお答えいたします。

書き換える機能は、従前からの機能として含まれておりました。新たな契約には含まれておらないということで認識をしております。

今後、地図の更新につきましては、ゼンリン地図等々含めまして、地図検索装置等ございますので、今後適宜改修、更新を図っていく予定としております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 職員が適宜更新をしていくということで理解をしました。その上で、住宅地図について、メンテナンスを受ける今後の契約について、見直すことが可能なかどうか、そこを再度確認をしたいと思います。

次に、このシステムの内容について、住民基本台帳、この情報も中に反映される、このように伺いましたが、どのように、まずはじめに、住民基本台帳の内容が反映されるのかどうか伺います。

○議長（土屋俊博君） 当局答弁願います。

鈴木通信指令課長。

○通信指令課長（鈴木修一君） 住民基本台帳の活用についてお答えいたします。

火災時において、災害現場で要救助者の確認や身柄の確保を目的に、出動隊に支援情報を伝えております。また、救急要請においても、本人通報で症状が悪化したり、通報が困難、もしくは聞き取りが困難な場合においても同様でございます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） ほかにございますか。

〔発言する者あり〕

○議長（土屋俊博君） 4回目じゃないかな、もう。回数過ぎておりますので。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） ないようでしたらば、討論を終わり、これより議第36号 平成28年度富士山南東消防組合会計補正予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第36号は原案どおり可決いたしました。

◎富士山南東消防組合議会議員の派遣について

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第7 富士山南東消防組合議会議員の派遣についてを議題いたします。

本件につきましては、お手元に配付の資料のとおり、来年1月に先進地視察を実施するに当たり、本組合議会の全議員を派遣することについて、会議規則第107条の規定により承認を求めらるるものでございます。

お諮りいたします。本件について、派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。議事の途中ですが、ここで休憩いたします。再開を2時20分といたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○議長（土屋俊博君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第8 一般質問を行います。

ここで議長からお願い申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、各自の質問時間は答弁を含めそれぞれ40分以内でお願いしたいと思います。

なお、当局は、各議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたします。

これより発言順位に従いまして、7番 下山一美君の発言を許します。

〔議員 下山一美君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） それでは、一般質問をさせていただきます。

テーマは、指揮隊の設置についてということであります。

本年4月に富士山南東消防組合として2市1町による広域消防が発足してやがて5カ月になりますが、この間、先ごろの報告では、10件の火災が発生し、市町を越えての出動は4件と報告されています。また、救急活動は、全体で2,528件、同じように市町を越えての出動は合計で124件に及んでいます。この数字だけを見ると、消防の広域化は一定の効果を発揮していると思われませんが、広域化を前に廃止された元三島北上分遣所の間近での火災により、1名の死者が発生する残念な事例もありました。

北上分遣所の廃止には、市民から、地域の消防力の空白化につながると懸念する声が上がっていました。それが現実のものになってしまったかの感も否めません。こうしたもとの市民の身体、生命、財産を守ることが使命とされる消防において、広域化による効果が発揮されるような施設、装備、体制の充実と、それを支える職員の増員などは急務になっています。

本年3月の臨時会では、私の質疑に対し、消防力の整備指針に照らして、本消防組合の職員の充足率は69.2%であるとの答弁があったように、本格的な職員の増員に取り組むべきことは明らかです。一方で、広域化により管轄面積や人口規模の拡大、都市化の進展などにより、今後複雑な要因を持つ災害の発生なども予想されます。そのために職員の増員、消防施設の適切な配置、機能充実など、消防組織の一層の強化が求められるところです。

当消防組合には、現場での安全管理及び効果的な消防活動に必要とされる指揮隊が設置されていません。そこで、早期の設置運営を求めて以下、質問いたします。

最初に、消防力の整備指針での指揮隊の位置づけと定義及び当組合の現状についてお尋ねします。

2005年6月の消防力の基準の一部改正、いわゆる消防力の整備指針の制定により、新たに指揮隊の配置基準などが示されました。また、2006年3月、指揮隊の災害現場における指揮活動に関する検討会による報告によって、指揮活動についての指揮業務、安全管理、現場広報について検討及び報告がなされたと聞いています。このことを踏まえて、消防本部は、活動対応に応じた組織的、効果的な指揮が行われる体制を構築するとともに、消防活動における組織的な安全管理の徹底を期するために、具体的な整備計画を早急に策定し、指揮隊を設置する必要があると思われる。

そこでまず、消防力の整備指針での指揮隊の位置づけ、定義、当組合の現状についてお尋ねします。

○議長（土屋俊博君） 服部警防救急課長。

○警防救急課長（服部健二君） 指揮隊の位置づけでございますが、消防力の整備指針は、平成12年、総務省消防庁の告示により、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すもので、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を求めるものであり、法的義務はございません。

次に、指揮隊の定義についてですが、指揮車、これは指揮をする車両であります。その指揮車及び指揮隊員をもって、指揮隊とされています。指揮車及び指揮隊員については、他の消防車両、消防隊と同様に、消防力の整備指針第15条及び第30条において、指揮者については、災害現場で指揮活動を行うため指揮車を配置するものとし、その数は市町村における、この場合、組合に置き替えますが、消防署の数と同数を基準として、地域特性を勘案した数とするとされています。指揮隊員数については、指揮車1台につき3人以上とする。ただし、災害が発生した場合に多数の人命が危険にさらされ、また、消防活動上の困難が発生するおそれが大きい百貨店、地下街、大規模な危険物製造所等、その他の特殊な施設等が管轄区域に存する消防署に配置する指揮車には、1台につき4人以上とされています。

次に、当組合の現状についてですが、現在、専任の指揮隊の設置はございません。しかしながら、災害現場に複数の消防隊が出動した場合は、現場での指揮の統制が必要でありますので、現在は、各消防署長、または現場の最上級者が指揮者となり、活動しております。

なお、指揮車両については、三島消防署と裾野消防署に各1台配置しております。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） ただいま答弁がありましたように、法的な義務はないということですが、現在のところ当組合には指揮隊は設置されていないとのこと。実際には、現場での対応として、各消防署長、または現場の最上級者でしょうか、が指揮者となって活動しているということでした。それほど現場での指揮業務といいますか、指揮の活動は重要だということだと思います。

しかし、消防力の整備指針で配置基準が示されていることや先ほど紹介しました検討会における報告などによって、指揮隊を当組合に設置する必要は明らかではないでしょうか。改めて、指揮隊の必要性についての認識を伺います。

○議長（土屋俊博君） 服部警防救急課長。

○警防救急課長（服部健二君） 指揮隊の必要性についてでございますが、三島市、裾野市及び長泉町の旧消防本部においては、いずれも指揮隊が未設置であり、懸案事項でございました。また、消防広域化により災害に対応する初動体制の強化が図られた一方、市町をまたぎ複数の消防隊が出動しますので、現場の指揮統制及び安全確保を図るには、一段と指揮隊の設置が求められているところでございます。

消防活動は、一般的な救急活動を除き、複数の消防隊、救助隊等が連携して活動を行うものであり、全体の活動を把握し統括する現場最高責任者の指揮に基づき、効率的な活動を行う必要があります。

さらに、現場における指揮隊の活動は、状況の判断、指揮の統制、情報収集、分析及び安全管理等多岐にわたるもので、その設置の必要性は十分認識しているところであります。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） ただいま答弁いただきまして、改めて指揮隊の重要性と、そして当局の設置の必要性の認識ということを確認できたと思います。

次に、指揮隊を設置する場合の人員の増員及び設備の拡充などの課題についてお尋ねしたいと思います。

手元に群馬県の館林地区消防組合の2013年6月付の指揮隊の設置及び運用に関する要綱というのがありますが、この要綱の第3条の指揮隊の編制というところでは、指揮隊は、指揮隊長と指揮隊員の2名、合計3名で編制するものとされているというように謳われています。先ほど紹介のあったとおりだと思います。また、指揮隊長には、消防司令長、または消防司令以上の階級にある消防吏員をもって充て、指揮隊員には所要の消防吏員をもって充てるものとするとしています。また、同条には指揮車両の規定も定められています。さらに、第4条では、指揮隊の責務として、出動している消防隊などの総括指揮、情勢に適用する部隊配備の決定及び部隊運用、消防活動方針の決定など、15項目が列記されています。

これらを見ると、指揮隊の任務の重要性がつぶさに理解できるわけですが、そこで改めて指揮隊を設置する場合に必要な人員や整備などについてお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 服部警防救急課長。

○警防救急課長（服部健二君） 指揮隊を設置する場合の人員及び設備についてでございますが、消防力の整備指針の基準に合わせますと、各消防署に1台ずつの合計3台となり、指揮隊は専任で設置することとされていることから、1台につき3人の隊員を専任して車両に搭乗させるためには、1当直9人の隊員が必要であり、勤務体制や配置隊数にもよりますが、18人から27人程度の職員が必要となります。また、指揮車両は、設備や資機材等の積載を考慮したワンボックス車をベースとして、消防無線はもとより、現場指揮台や指揮盤及び指揮隊の表示灯などを装備する必要があります。

次に、課題でございますが、消防力の整備指針では、指揮隊の数は地域の特性を勘案した数とされています。しかしながら、基準となる指揮隊を設置するには、現在の消防職員数では不足を生じることから、構成市町の御理解をいただいて、今後職員の増員も検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） ただいま指揮隊を設置する場合に必要な人員及び設備等についてお尋ねをいたしました。勤務体制、配置の隊数にもよるけれども、18人から27人程度の新たな職員が必要となるという御答弁がありました。さらには、指揮車両について、十分な機能を持った指揮車両の設置と、いわゆるワンボックス車をベースとした機能を持った車の配置が必要だという御答弁がありました。現状でも消防力整備指針から比べると、大幅に少ない隊員数で運営している当組合においては大きな課題になっているというふうに認識をいたします。

次に、指揮隊の設置に必要な規則や要綱などの法令の整備について伺います。

これまで質疑と答弁で明らかになったように、指揮隊の必要性、その意味合い、そして当局の必要性の認識については確認できたと思えますけれども、もし今指揮隊を設置する場合にその組織や運用などについて定める法令が必要となってまいります。先ほど紹介しました群馬県の館林地区消防組合では、要綱で指揮隊の組織や運用などについて規定していますが、当組合ではどのような法令の整備、もし設置するならば、整備が必要と考えるかお尋ねいたします。

○議長（土屋俊博君） 服部警防救急課長。

○警防救急課長（服部健二君） 指揮隊の設置につきましては、他の消防隊の運用と同様、消防計画、警防規程等の内規で定める考えでございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） そうした法令の整備、さらには議会に対する報告等も、ぜひ対応の中に入れていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、今後の対応についてです。

これまで、現時点で当組合には設置されていない指揮隊について、消防力の整備指針での位置づけ、その定義などについて確認をさせていただいてきました。指揮隊の必要についての認識、これについては十分必要だという認識で、私の認識とも一致をいたしました。一方で必要となる人員が相当数に及び、財源確保にも当組合を構成する2市1町に職員増員の検討に理解を求めた

いとの見解が示されました。法的な義務はないものの、現場活動上の安全管理の確保、円滑・効果的な消防活動を進める上で必要とされる指揮隊について、可能な限り早期に設置、運用できるようにすべきだと考えます。今後どのように対応していくのかお尋ねいたします。

○議長（土屋俊博君） 齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） 今後の対応につきましては、現在、当消防本部では、富士山南東消防本部の基本方針並びに消防力の整備指針に基づく消防施設、消防車両及び人員等、理想とする消防力を算定後、この地域の特性に考慮した消防力の整備計画を策定するため、先般、消防次長を委員長とし、各課各署から選出の30代から40代の中堅職員8名、合計9名で構成する富士山南東消防本部あり方検討委員会を設置したところであります。この委員会におきまして、他の消防隊等の消防力とあわせ、必要とする消防力の整備に優先順位をつけ、整備計画を策定する中で、指揮隊についても計画していく予定でございます。

また、指揮隊は、消防隊員、救助隊員としての能力はもとより、活動方針の決定、消火活動の指揮命令、火災、警戒区域の設定、各種情報の収集、管理、分析、整理、まとめ、全般の安全管理等、任務が非常に多岐にわたりますことから、消防大学校、静岡県消防学校等での教育実習のほか、既に研修を修了している者や現に中隊長として活動している者などを対象とした職員研修及び訓練等を行い、指揮隊運用に求められる活動が円滑に行われるよう準備してまいる考えであります。

また、指揮隊設置までの間は、災害規模にもよりますが、消防長、署長をはじめ現場責任者が円滑な指揮統制、安全管理等を行うよう努めてまいります。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） ただいまの、改めて認識を伺いました。

最後になりますけれども、当組合の運営計画では、総務部門の統合により、現状の2市1町の現場活動要員187人が広域化後には204人に17人増員され、消防力の体制を強化するものとされています。また、同運営計画の第2章、消防広域化の効果では、消防組織法第31条では、市町村の消防の広域化は消防体制の整備及び確立を図ることを旨として行われなければならないとされていますと記載されています。2市1町の消防広域化の目的は、消防体制の一層の強化であり、消防救急力の強化、住民サービスの向上であるともされています。指揮隊の編制設置は、まさにここで言う消防体制の強化の一環であり、広域化による現場活動要員の増員など、これをメリットとしながら、さらに、先ほど御答弁がありましたように、職員増員の努力をしていただきながら、早急に重要課題として取り組むことを求めて質問を終わりにいたします。

○議長（土屋俊博君） 以上で7番 下山一美君の発言を打ち切ります。

この場にて暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時38分

○議長（土屋俊博君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、3番 柏木豊君の発言を許します。

〔議員 柏木 豊君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 柏木豊君。

○議員（柏木 豊君） それでは、質問に入ります前に、今定例会は、台風10号が非常に心配されて、その中での開会かなというようなことを非常に心配したわけですが、どうやら進路もそれについて、この地域には大過なく済んでいるわけですが、東北地方の皆様方には、この台風による大変な被災を受けた皆様方がおるといような報道を現在受けているわけですが、この場をおかりしまして、被災された皆様方にお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは、質問に入っておりますが、この富士山南東消防組合が発足してから5カ月が過ぎました。広域消防の組合の発足前には、一部の地域の住民から、救急体制に対する心配が寄せられたようでございますが、先日の富士山南東消防組合議会議員の協議会におきまして、発足時から現在までの活動については、大きな問題もなく、広域化の効果が現れているという事業報告を受け、安心をしたところでございます。

さて、今回は私は2点について質問を通告してございますが、1点目は、職員の給料水準の調整に公平な処遇をとということでございます。2点目は、職員の退職手当に関する対応をとということについて、これから順次質問をしてまいります。

この2点は、広域消防組合発足前の法定協議会で決着ができず、平成28年度中に、今年度中にですね、決着をするという報告がされているわけですが、その後の状況について、まず1点目の職員の給与水準の調整による公平な処遇についての対応策を何点か伺ってまいります。

平成29年4月に組合採用される職員の初任給は、三島市の初任給を基準とするということのようですが、現在、各市町で採用され派遣されている職員の処遇との均衡が崩れることが懸念をされます。同じ組織内で職務に当たる職員の処遇は、できる限り同一であるべきであり、特に若年層職員の給与均衡を図るべきと考えます。

そこで、平成29年4月採用職員の初任給の設定について、まずお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） ただいま柏木議員から御質問のありました平成29年度の新規採用職員の初任給についてでございます。

三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会において、職員の給料は三島市の給料表に準じ、8級制を採用することとしていますことから、平成29年4月の新規採用職員の初任給の給料月額、大学卒18万9,900円、短大卒17万1,400円、高校卒15万4,300円を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 柏木豊君。

○議員（柏木 豊君） それでは次に、今年度採用者までは、3市町が各々の給料設定を行っており、現在それで勤務をしております。3市町の今年度の新規採用職員の初任給についてお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） 構成市町の今年度の新規採用職員の初任給についての御質問でございます。

平成28年度は、各市町からの派遣となっておりますので、採用職員の初任給につきましては、三島市では大学卒18万9,900円、短大卒17万1,400円、高校卒15万4,300円でございます。裾野市では、大学卒19万200円、短大卒17万1,400円、高校卒15万4,300円、長泉町では、大学卒18万4,200円、短大卒16万6,700円、高校卒15万4,600円となっております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 柏木豊君。

○議員（柏木 豊君） ただいまの答弁によりますと、現裾野市職員は初任給が三島市の職員より高い設定となっている半面、現長泉町職員は低い初任給で採用されているということでもあります。このことから、今年度、長泉町で採用された職員は、2年目を迎えた際に29年度、組合で採用される職員と給料額の差が余りなくなることが想定をされます。こうした状況は、採用期間が短い若年層を中心に影響が生じることになります。

本来、同一の組織で同じ業務に従事する職員の待遇は同一であるべきであり、各種手当等については均衡を図るよう調整がされているとのことですが、このような出身市町によって給与水準が異なることに対する調整が必要と考えますが、これらの見解をお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） ただいま柏木議員からの御質問にお答えいたします。

現在、8級制の給料表への移行を踏まえ、各職員が現在支給されている給料の確保を基本とした移行を市町に調整案を提示して検討を進めていただいている状況であります。その後、消防本部も加わり、市町の担当課長による協議や担当部長で構成される部長会におきまして、市町の意見をすり合わせながら調整し、市町間の合意を得たいと考えております。

各種手当の調整につきましては、おおむね最終段階に来ていると認識しておりますが、給料の移行につきましても、先ほど御答弁させていただきましたように、現在、各市町の人事担当部局に調整案を提示させていただき、検討を進めていただいております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 柏木豊君。

○議員（柏木 豊君） 先ほど述べたように、職員の処遇は可能な限り均衡を図るべきと考えます。ただし、当然給料水準の引き上げ等を行えば、それに伴って人件費増となり、組合予算に影響が

生じることは必然であります。

今回質問しているような職員の処遇改善に関する費用負担については、現在規定している各市町の負担金算定外の特別負担金等の新たな制度で対応することが公平な負担だと考えますが、これらについての見解をお伺いいたします。

○議長（土屋俊博君） 齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） 職員の処遇統一については、大変重要なことであるという認識はしております。しかしながら、消防組合の各市町の費用負担割合につきましては、昨年度までの法定協議会において協議していただき、決定したものであり、この決定事項に基づきまして、消防広域化の実現を見ているところであります。仮に消防組合の規約の改正など、広域化協議の根幹となる事項を変更する必要がある場合には、まず市町において議論をしていただき、その後、構成市町間で協議することとなると考えております。

○議長（土屋俊博君） 柏木豊君。

○議員（柏木 豊君） 大変難しい問題であります。この処遇の関係につきましては、本3月の臨時議会のときにも堀江議員のほうから質疑がされておまして、協議会としまして、8月、夏ごろまでに解決を見たいというような答弁もされておるわけです。それで、さきの議員協議会の中での報告を見ますと、協議が1回しか行われておらないというような状況であります。ぜひともこのことにつきましては、職員の処遇の均衡を図るということで、今後組合が円滑に運営され、職員が住民の安心安全を守る業務遂行に一丸となって取り組んでいくためには欠かせないことであり、ぜひ早急な調整を進めていただきたいと思います。

そのようなことを要望いたしまして、次に2点目の質問に入ります。

2点目は、職員の退職手当の支給に関する適正な対応ということですが、現在職員の退職手当の支給につきましては、現在、裾野市と長泉町が委託している県市町総合事務組合に当組合が加入することで、今後委託することになるわけですが、三島市の出身職員の退職に関しましては、多額の負担金が生じてくるということと、この負担金への公正かつ適正な対応をすべきというようなことから、まず当組合が県市町総合事務組合に加入した後、職員の退職手当支給時における事務的な流れ、そして新たな負担金の有無についてお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） ただいま柏木議員から御質問のありました退職手当支給時の事務の流れ及び新たな負担金の有無についての御質問でございますが、職員退職時には、必要関係書類、これは退職手当請求書、在職中の履歴書、退職証明書など、これらの書類を静岡県市町総合事務組合に提出することとなります。提出された関係書類を静岡県市町総合事務組合では、審査後、本人の指定口座に退職手当が支払われることとなり、支払通知は、消防組合及び本人宛てにされることとなります。

次に、新たな負担金につきましては、裾野市及び長泉町から消防組合に転籍となった職員に対しましては、従前より、静岡県市町総合事務組合へ負担金を納入していた経緯から、特別負担金

は発生いたしません。一方で、三島市からの職員に対しましては、静岡県市町総合事務組合へ加入しておりませんでしたので、特別負担金が生じることとなります。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 柏木豊君。

○議員（柏木 豊君） 先ほど答弁があったように、三島市出身職員の退職手当支給に関しましては、相当な期間、多額な負担が生じることが想定をされるわけですが、この支払いは、現在の市町からの負担に基づく組合予算から行うことは現実的ではないと考えます。この負担金支払いに対する対応を早急に決定すべきと考えますが、これについての見解をお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） ただいまの柏木議員からの御質問にお答えいたします。

消防組合では、市町総合事務組合に加入した場合、当消防組合では、掛金となります一般負担金を市町総合事務組合に対して支払ってまいります。当初10年間につきましては、市町総合事務組合で定めます特定期間となりますことから、加入後の特定期間である10年間につきましては、5年後と10年後の5年間ごとに精算する必要があり、一般負担金の納入金額とその期間中の退職手当総額を比較し、不足する分につきましては、消防組合が請求されることとなります。消防組合では、それをさらに市町ごとに、掛金と退職手当支払い額を比較し、不足する金額を当該市町に対して求めていくこととなります。11年目以降に退職する職員のうち、加入前の三島市に勤務していた職員につきましては、勤務年数に応じて算出された特別負担金の額を消防組合から三島市に請求させていただくこととなります。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 柏木豊君。

○議員（柏木 豊君） ただいまの答弁の中で、ちょっと2点を確認いたしますけれども、1点は、10年目までの退職者への退職手当支給に関する市町の負担はどうなるのかということと、2点目は、11年目以降に三島市に勤務していて退職した職員は、特別負担金として負担することになるというような答弁が今されたわけですが、これらについては、三島市の負担方法はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○総務課長（風間光明君） はじめに、11年目以降の退職した三島市の職員につきましては、組合に存在した期間、これにつきましては消防組合からの支出になろうかと思えます。ただし、三島市に存続していた期間、例えば40年勤続して、組合機関に11年勤務していた場合には、11年間は静岡県の市町総合事務組合からの支払い、残りの29年に対しましては消防組合に請求されますが、それを市町側のほうへ請求していくような形で認識しております。

あと、10年目までにつきましては、一般負担金といたしまして、職員の給与総額等々の掛け率に応じまして、各市町から決められた負担割合に基づきまして負担金を徴収いたしまして、市町総合事務組合のほうへその負担額を支払っていくということで認識しております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 柏木豊君。

○議員（柏木 豊君） 最後の質問にしたいと思います。最後は管理者に最終所見をいただければというふうに思いますが、先ほどの職員給料の調整や退職手当支給に関する負担金など、現在の各市町からの負担からなる組合予算で、対応が困難な人件費に関連する問題が生じることが想定をされます。組合を運営していく上で、この点は長期間に及ぶ問題であるため、構成市町からの公平な負担により、組合運営が円滑に行えるよう、新たな負担の規定づくりに構成市町及び組合にて早急に協議した上で、確実に取り組むべきと考えますが、この辺につきまして、管理者の所見をお願いいたします。

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） まず給与のほうにつきまして、先ほど消防長から御答弁申し上げましたけれども、職員と処遇統一については、議員おっしゃるとおり大変重要なことだというふうに考えております。この調整は、先ほどの答弁申し上げましたように、それぞれの市町におきまして、現在検討をいただいているところでございますので、それが出されてきた段階で、その関係する市町の課長さん、部長さんの段階でもってさらに調整をして決定をしていくということになっていくというふうに考えているところでございます。

その際、例えば三島市の給料表に、例えば仮の話ですけれども、長泉町さんの職員を合わせたときに、おっしゃるように処遇を一緒にすると、飛び越えて合わせていかなければならないといったような場合には、給料が大幅に増えてくるという可能性もあるかもしれないというふうに考えているわけでございますけれども、そのようなことも含めて、現在それぞれの市町で検討をいただいているところでございます。その結果、例えば負担金の割合が改めて算定をしたほうがより合理的じゃないかということになりました段階では、それは2市1町の間で協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、給与だけじゃなくて、その他の費目につきましても、確か5年でもって見直すというようなことにもなっていると思いますので、今後、その5年間において、さまざまなこれからも調整が必要になってこようかと思っておりますので、その時点で改めて算定をし直して、適切な負担割合になるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 柏木豊君。

○議員（柏木 豊君） 今年度で職員の派遣が終わるわけですが、いずれにしてもこの派遣内で処遇の改善を図るべき努力をしていただくようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（土屋俊博君） 以上で3番 柏木 豊君の発言を打ち切ります。

この場にて暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時01分

○議長（土屋俊博君） 会議を再開いたします。

以上で通告者による一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（土屋俊博君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 平成28年度富士山南東消防組合議会 9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会に提出させていただきました議案審議につきましては、それぞれ原案どおり可決、認定を賜り、厚く御礼申し上げます。皆様からいただきました貴重な御意見等を踏まえ、今後も消防組合の充実に努めるとともに、地域住民のさらなる安全安心を確保するため、引き続き職員一丸となり邁進していく所存でありますので、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、柏木議員から先ほど御発言がありましたけれども、このたびの台風10号により、東北、北海道に大きな被害が生じていると報道されているところでございます。ここで、議員皆様とともに被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、まだまだ危険な状況にもあると伝えられておりますので、安全確保と救出、救助に万全を期してくださるよう心から願いたいと存じます。

結びに当たりまして、議員各位におかれましては、まだまだ暑い日が続きますので、健康には十分御留意なされ、御健勝にて、ますます御活躍されますよう、心より御祈念申し上げまして、消防組合議会 9月定例会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（土屋俊博君） これをもちまして平成28年富士山南東消防組合議会 9月定例会を閉会いた

します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時03分

地方自治法第123条の規定により署名する

平成28年8月31日

議 長 土 屋 俊 博

署 名 議 員 柏 木 豊

署 名 議 員 石 渡 光 一